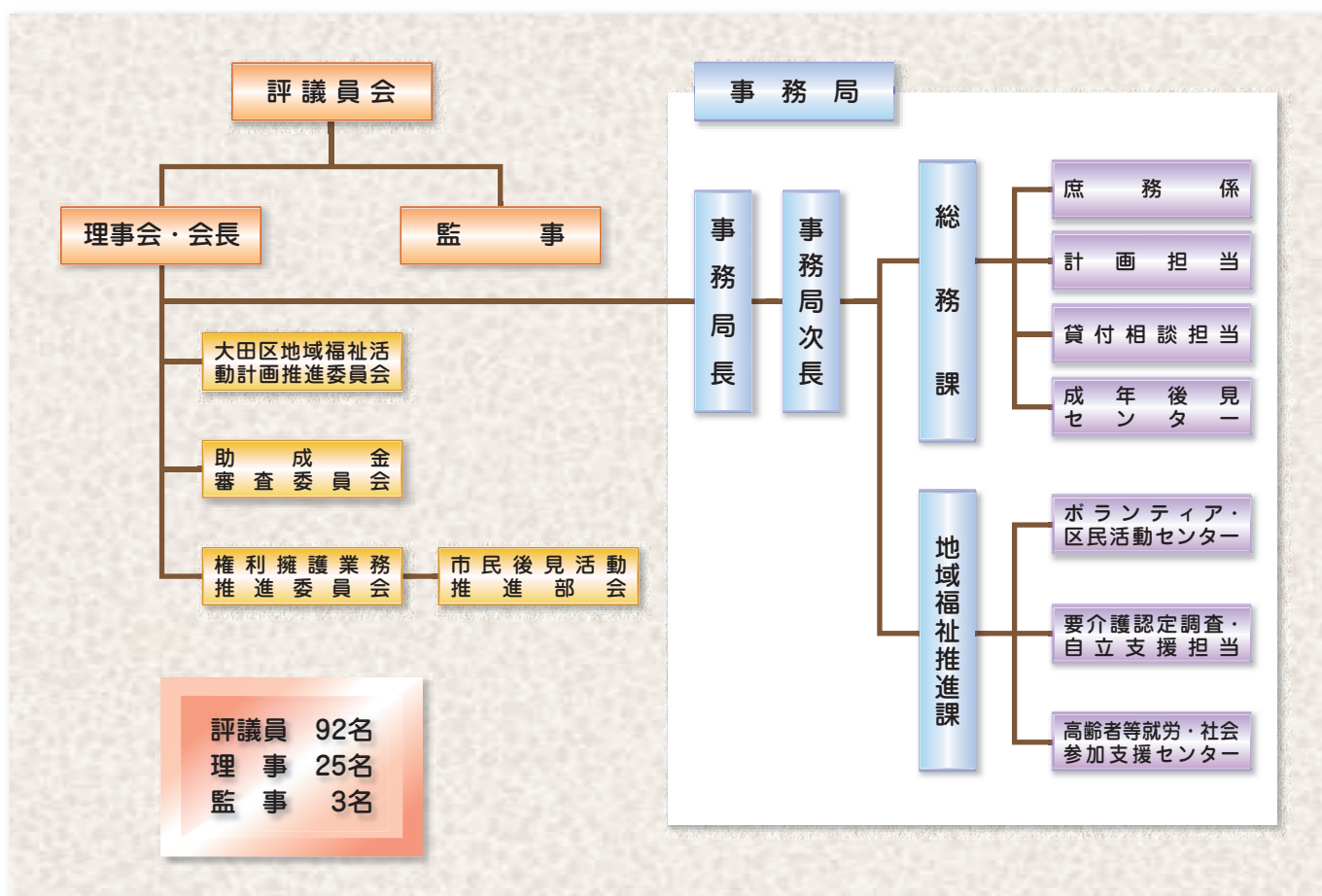


第4章 資料編

1. 大田区社会福祉協議会の組織

平成 28 年 4 月現在、大田区社会福祉協議会は次のような組織となっています。



大田区社会福祉協議会の議決機関である評議員会は、自治会町会、民生委員児童委員協議会から選任された区民、ボランティア団体代表や福祉施設経営者等により、92名で構成しています。

理事会は、大田区内の18地区自治会連合会代表者と大田区職員等25名で構成しています。また、理事の業務を監査する監事には、公認会計士等3名が就任しています。

そのほか、会長から諮問された事項等について、専門的な見地から検討が必要な場合には、弁護士や司法書士、医師、社会福祉士、学識経験者等により構成された委員会や部会において審議しています。

2. 大田区地域福祉活動計画推進委員会

(1) 大田区地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人大田区社会福祉協議会(以下、「社協」という。)が定める地域福祉活動に関する規程(以下、「規程」という。)第5条に基づき設置する委員会(以下、「推進委員会」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 委員会の名称を、「大田区地域福祉活動計画推進委員会」とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、地域福祉活動計画に関する社会福祉法人大田区社会福祉協議会会長(以下、「会長」という。)の諮問を受けて審議を行い答申する。

(委員構成等)

第4条 委員会は20名以内で構成するものとし、別表に掲げる区分の中から会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、会長が委嘱した日から当該地域福祉活動計画期間が終了する年度の前の年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたとき、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に、委員長1名、副委員長1名を置く。委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が召集する

2 委員会は、委員の半数の出席がなければ開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認められるときは、委員会に関係者の出席を求めることができる。

(下部組織)

第9条 委員長は、委員会の議を経て、下部組織を設置することができる。

2 前項に規定する下部組織に関する事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、社協の総務課庶務係が処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年10月22日に制定し、即日施行する。

2 地域福祉活動計画策定・推進委員会設置要綱に基づき委嘱された委員は、この要綱により委嘱されたものとみなす。

別表

	区 分
1	学識経験者
2	社協理事
3	大田区自治会連合会
4	大田区民生委員児童委員協議会
5	ボランティア・NPO団体
6	社会福祉関係団体
7	大田区職員
8	前各号のほか、会長が認める者

(2)委員会の構成

	氏 名	選出母体・役職等
委員長	田 島 誠 一	日本福祉大学招聘教授
副委員長	中 島 寿 美	大田社協副会長
委 員	吉 野 鷹 夫	大田社協副会長
委 員	平 石 昭 夫	大田区民生委員児童委員協議会会長
委 員	道 音 征 夫	NPO法人大身連理事長
委 員	川 崎 洋 子	大田区精神障害者家族連絡会会長
委 員	高 橋 勝 幸	大田区肢体不自由児者父母の会会長
委 員	宮 田 千寿子	大田区重症心身障害児(者)を守る会会長
委 員	佐々木 桃 子	大田区知的障害者育成会会長
委 員	嶋 田 実	大田区シニアクラブ連合会会長
委 員	村 山 美智恵	大田区食事サービス連絡会会長
委 員	河 合 良 治	NPO法人おおた市民活動推進機構理事
委 員	齋 藤 弘 美	社会福祉法人大洋社常務理事
委 員	湊 上 虎 平	大田区主任介護支援専門員連絡会会長
委 員	四ヶ所 誠一郎	大田区生活再建・就労サポートセンター JOBOTA 所長
委 員	井 口 綾 乃	東京都社会福祉協議会地域福祉部地域担当
委 員	今 岡 正 道	大田区福祉部参事福祉管理課長事務取扱 (H27.6.30まで)
委 員	青 木 毅	大田区福祉部参事福祉管理課長事務取扱 (H27.7.1から)

○委員会事務局

	氏 名
事務局 長	佐 藤 喜美男
事務局 次 長	長 堀 利 一
計画担当係長	荒 砥 康 二
主 任 主 事	福 本 昌 恵

(3) 審議経過

	開催日	内 容
第 1 回	平成27年 6月23日(火)	1. 委員委嘱 2. 委員長・副委員長選出 3. 諮問 4. 第4次計画について 5. 第5次計画の方向性等について
第 2 回	平成27年 8月25日(火)	1. 新任委員紹介 2. 関係団体等へのアンケート結果報告 3. 第5次計画の基本的な方針及び枠組みについて
第 3 回	平成27年10月21日(水)	1. 計画体系の検討 2. 重点事業の検討
第 4 回	平成27年12月 3日(木)	1. 計画体系の検討 2. 重点事業の検討 3. 計画書の構成の検討
第 5 回	平成28年 2月10日(水)	1. 第5次計画(事務局素案)の検討
第 6 回	平成28年 3月10日(木)	1. 答申



3. 地域福祉活動に関するアンケート

(1) アンケートの概要

第5次計画の立案にあたり、地域包括支援センターや福祉サービス事業者、自治会町会や民生委員児童委員、NPO団体など地域福祉活動に取り組む団体や、医療や法律、消費者団体等、福祉に関連の深い分野で活動している団体等にアンケートを行いました。

対象の団体等として184の機関・団体や専門職をピックアップし、それを4つのグループに分類して、大田区地域福祉計画で掲げている3つの基本目標(6ページ参照)をベースに調査票を作成し、郵送による回答を求めました。回答率は全体で56.0%でした。

《アンケート配布団体数と回収率》

グループ	属	性	回答数	配布数	回答率
A	福祉関係団体		33	56	58.9%
	①	地域包括支援センター	17	20	85.0%
	②	民生委員児童委員(部会)	6	6	100.0%
	③	福祉サービス事業者(株式会社)	10	30	33.3%
B	自治会・町会		20	40	50.0%
C	住民により組織されている団体 (ボランティア・NPO法人・当事者団体)		17	35	48.6%
D	福祉活動と連携が期待される団体		33	53	62.3%
	①	法律関係(弁護士・司法書士)	14	20	70.0%
	②	消費者団体	10	17	58.8%
	③	医療関係(医療ソーシャルワーカー)	9	16	56.3%
合 計			103	184	56.0%

(2) アンケート結果

①「地域づくり」について

地域社会における連携にあたり、4つのグループすべてにおいて「個人情報の取り扱い」が課題として挙げられています。

AグループやDグループのように、法律的に厳しい守秘義務を負う事業者としては、「提供する方法」や「提供した情報が守られるか」等を挙げています。そしてBグループでは、情報の提供が少ないことから活動に制約が生じていることや、プライバシー保護との調和を図る方法を模索している旨の回答が寄せられています。

②「人づくり」について

地域福祉活動を担う人材の育成について、AグループとDグループに対しては、講師を派遣するなど人材育成への協力に対する考え方を質問しました。また、BグループとCグループに対しては、メンバーの確保など活動を持続させるための取り組みについて質問しました。

AグループもDグループも、守秘義務や経費に関するルール等が作られれば、その枠組みの中で協力することに肯定的な考え方が70%以上を占めていました。

BグループやCグループでは、「メンバーの高齢化」や「新メンバーの加入が少ない」ことが課題として挙げられています。

③「基盤づくり」について

Aグループに対しては「大田社協に望むこと」、BグループとCグループには「生活課題を発見したときの対応」、Dグループには「連携のための整えるべき環境」について質問しました。

Aグループでは、「ボランティアの充実」や「社協を中核とした近隣住民のネットワーク作り」を求める回答が多くなりました。

Bグループでは、「よほどのことがない限り見守る」という回答が65%ありました。

Cグループでは、「専門機関と直接連絡できる関係を活かして対応する」との回答が47%ありました。住民主体の団体では、「プライバシー」の問題があり、積極的なアプローチが難しいことがうかがわれます。

Dグループでは、「支援の対象者に関する情報の取り扱い」や「支援者間の連絡調整を図る事務局的存在」などの必要性を挙げた回答が多くなっています。

④まとめ

今回のアンケートから、「地域福祉活動と個人情報の保護の調和をいかに図るか」という課題が、あらためて浮き彫りになりました。

また、地域福祉活動の推進に向けて、住民活動と専門機関・団体が連携して取り組んでいくためには、費用負担や情報の管理、連絡調整等について、一定のルール化の実現と、大田社協に事務局的な機能を期待する意見もありました。

地域福祉活動に関するアンケート

社会福祉法人大田区社会福祉協議会

このアンケートは、大田区社会福祉協議会が第5次地域福祉活動計画（計画期間：平成28年度～平成32年度）を策定するにあたり、地域社会のご意見などを調査するために行っています。

※特に回答方法に指定がないときは、番号に○印をつけてください。

Q.1 貴団体は、次のいずれに該当しますか。

- ①地域包括支援センター
- ②民生委員児童委員協議会（_____部会）
- ③福祉サービス事業者

※③と回答された団体にお尋ねします。どのような方を対象として活動していますか。

（複数回答可）

- ①高齢者 ②障害（児）者 ③生活困窮者
- ④幼児・児童 ⑤青少年 ⑥子育て世代
- ⑦特に対象は限定せず地域全体
- ⑧その他（_____）

Q.2 大田区が策定した地域福祉計画の中で、「日ごろから地域の中で見守り、相談、たすけあう関係」を作ることが挙げられています。このことについて、貴団体ではどのような取り組みを進めていますか。あるいは、どのような取り組みを考えていますか。

Q. 3 地域社会で連携して見守り・支えあいの活動を進めるうえで、どのようなことが課題であると考えられますか。
(複数回答可)

- ①個人情報保護の観点から、他の組織に個人の情報を提供しにくい。
- ②連携のネットワークの「要」の役割(連絡調整等)を、どの組織が担っていくべきかを考える必要がある。
- ③連携の必要性は理解しているが、契約書等で定めていないので、業務外の活動について取り組むことが難しい。
- ④見守りの対象者が見守り等を求めている。
- ⑤その他 ()

Q. 4 貴団体の活動について、社会福祉協議会との関わりは、どのような方法が望ましいと考えられますか。
(複数回答可)

- ①協力が期待できる地域活動団体等に関する情報の提供、紹介
- ②連携のためのネットワークの事務局的機能(連絡調整役)
- ③ネットワーク形成のための広報活動と必要経費の負担
- ④その他 ()

Q. 5 『Q. 1』で③又は④と回答された団体にお尋ねします。

貴団体が、福祉サービス利用契約者に提供しているサービスの向上という観点から見たとき、大田区地域福祉計画にある「地域づくり」に、どのような効果を期待しますか。
(複数回答可)

大田区地域福祉計画29ページより抜粋

自治会・町会、民生委員児童委員、団体、NPOなどの連携により、支援を必要とする人を発見し、みんなで見守り、支えあうしくみをつくります。

＜施策目標＞

- 1-1 地域での見守り・相談支援の推進
- 1-2 区民や区民活動団体、NPOによる地域福祉活動の活性化
- 1-3 連携による支えあいの構築

- ①対象者が抱えている生活上の課題等について、早期発見が期待できる。
- ②制度の「はざま」で生じた課題について、対応策の選択肢を広げることが期待できる。
- ③様々な支援の担い手が拡大することにより、対象者の個性に合った支援を行いやすくなると期待できる。
- ④連携のしくみが生まれ関係者で意見交換することにより、対象者が抱えている課題等について、より多面的に理解することが可能になると期待できる。
- ⑤その他 {

Q. 6 将来に向けて福祉活動に参加する人を育成するため、「福祉」に関して「接する」あるいは「学ぶ」機会を拡大することが課題となっています。貴団体が行っている活動の中で、一般住民が「福祉の現場で学ぶ機会」として活用することは可能ですか。
(複数回答可)

- ①いつでも可能である。
- ②守秘義務や衛生管理等の問題があり、協力は難しい。
- ③条件によっては、学習機会を提供することは可能な場合もある。

その条件とは…(例: 衛生管理が徹底できる場合)

{

Q. 7 貴団体の職員等構成メンバーのスキルアップの一環として、取り組むことが可能と思われるものを選んでください。
(複数回答可)

- ①同じ分野で活動する団体との意見交換会
- ②他の福祉分野で活動する団体との意見交換会 (年数回程度)
- ③他の福祉分野で活動する団体と短期的 (1か月以内) な人事交流
- ④社協を世話役として、分野の枠を超えた合同研修会
- ⑤その他

Q. 8 職員・ボランティアを問わず、福祉活動の担い手のすそ野を広げていくため、貴団体のアイディア等ご意見をお聞かせください。

()

Q. 9 貴団体の活動を支える基盤を強化する方策として、大田社協の取り組みとして望ましいと考えるものを2つ選んでください。

- ①貴団体の活動に対する助成等資金的支援のしくみの充実
- ②貴団体の活動に協力できるボランティア等の紹介のしくみ(連絡調整も含む)の充実
- ③貴団体の活動の広報や、行政機関等との連絡調整
- ④貴団体と共催等による各種行事の開催
- ⑤貴団体と同じ問題意識を持つ他団体とのネットワーク作り
- ⑥社協を中核として、近隣住民との協力関係づくり
- ⑦その他 ()

アンケートは以上です。ご協力いただきありがとうございました。

※アンケートについてご不明な点は、下記までご照会ください。

社会福祉法人大田区社会福祉協議会
☎ 03-3736-2021(総務課庶務係)

アンケート集計票（Aグループ）

※「％」での表示は、回答のあった割合を示しています。

設 問		回 答 の 状 況			
Q. 1 貴団体は、次のいずれに該当しますか。		① 地域包括支援センター	17	回 答 数	33件 (回答率58.9%)
		② 民生委員児童委員協議会(各部会)	6		
		③ 福祉サービス事業者	10		
活動の対象 (複数回答可)	i 高 齢 者	7	iv 幼 児 児 童	1	vii 地 域 全 体
	ii 障 害 (児) 者	5	v 青 少 年		viii そ の 他
	iii 生 活 困 窮 者		vi 子 育 て 世 代		
Q. 2 大田区が策定した地域福祉計画の中で、「日ごろから地域の中で見守り、相談、たすけあう関係」を作ることが挙げられています。 このことについて、貴団体ではどのような取り組みを進めていますか。あるいは、どのような取り組みを考えていますか。		・行政・町会・自治会、民生委員、シニアクラブ・商店・学校等との連携(会議・活動への参加・交流・見守り) ・おおた高齢者見守りネットワークの活動 ・本年度は居場所づくりをめざし、食事会とミニ講座を開催。 ・高齢者見守りキーホルダーの普及と更新 ・サロン・介護者の集い。認知症サロン(カフェ)に取り組みたいと考えている。 ・回覧版を活用した情報発信 ・地域の祭り等への参加 ・元気高齢者に社会参加や担い手として活動することの動機づけ・認知症への理解。 ・民生委員としてのスキルアップを目指した研修・見学の実施。 ・地区民児協会長と情報共有しながら、実態把握・見守り・ケース会議や当事者・家族の相談を受け、適切な関係先の紹介。 ・保健師と協働で行っている活動への参加。児童館・保育園のイベントへの参加。 ・徘徊高齢者の保護や身近な介護相談への対応。 ・自由に見学・質問・相談に応えることが出来る施設づくり。 ・災害時における自治会・町会と相互協力に関する協定書の取り交し。			
Q. 3 地域社会で連携して見守り・支えあいの活動を進めるうえで、どのような課題があると考えられますか。 (複数回答可)		① 個人情報保護の観点から、他の組織に個人の情報を提供しにくい。	60.6%		
		② 連携のネットワークの「要」の役割(連絡調整等)を、どの組織が担っていくべきかを考える必要がある。	59.3%		
		③ 連携の必要性は理解しているが、契約書等で定めていないので、業務外の活動について取り組むことが難しい。	12.1%		
		④ 見守りの対象者が見守り等を求めている。	24.2%		
		⑤ その他	18.7%		
		・自分に出来る範囲で支える側になるという意識づけ。 ・資金、ノウハウ、担える人材の確保、地域診断 ・どこまで住民と連携を図っていくべきか ・中心メンバーの高齢化			
Q. 4 貴団体の活動について、社会福祉協議会との関わりは、どのような方法が望ましいと考えられますか。 (複数回答可)		① 協力が期待できる地域活動団体等に関する情報の提供、紹介	81.8%		
		② 連携のためのネットワークの事務局の機能(連絡調整役)	51.5%		
		③ ネットワーク形成のための広報活動と必要経費の負担	39.3%		
		④ その他	21.2%		
		・社協事業についての研修の実施 ・指導、アドバイス、相談役 ・社協単独・独自より連携し合う活動方法を。 ・今まで枠の外にいた感じがす。もっと積極的な関わりを。			
Q. 5 『Q. 1』で③と回答された団体にお尋ねします。貴団体が、福祉サービス利用契約者に提供しているサービスの向上という観点から見たとき、大田区地域福祉計画にある「地域づくり」に、どのような効果を期待しますか。 (複数回答可)		① 対象者が抱えている生活上の課題等について、早期発見が期待できる。	0.0%		
		② 制度の「はざま」で生じた課題について、対応策の選択肢を広げることが期待できる。	30.0%		
		③ 様々な支援の担い手が拡大することにより、対象者の個性に合った支援を行いやすくなると期待できる。	30.0%		
		④ 連携のしくみが生まれ関係者で意見交換することにより、対象者が抱えている課題等について、より多面的に理解することが可能になると期待できる。	20.0%		
		⑤ その他	10.0%		
		・一事業者としては限度がある。特に家族間のことや金銭には介入できない。			

設 問	回 答 の 状 況	
Q. 6 将来に向けて福祉活動に参加する人を育成するため、「福祉」に関して「接する」あるいは「学ぶ」機会を拡大することが課題となっています。貴団体が「接する」活動の中で、一般住民が「福祉の現場で学ぶ機会」として活用することが可能ですか。	① いつでも可能である。	15.1%
	② 守秘義務や衛生管理等の問題があり、協力は難しい。	12.1%
	③ 条件によっては、学習機会を提供することは可能な場合もある。	63.6%
	条件 ・日程・内容・他の業務との兼ね合いによって可能 ・守秘義務が守られれば可能 ・個人情報に関わるが多いため、一般的な事例であればできるかもしれない。 ・社協がコーディネーターとして一人ひとりにきちんと対応する体制となること。 ・必要経費の補助があれば可能	
Q. 7 貴団体の職員等構成メンバーのスキルアップの一環として、取り組むことが可能と思われるものを選んでください。 (複数回答可)	① 同じ分野で活動する団体との意見交換会	69.9%
	② 他の福祉分野で活動する団体との意見交換会	60.6%
	③ 他の福祉分野で活動する団体との短期的（1か月以内）な人事交流	21.2%
	④ 社協を世話役として、分野の枠を超えた合同研修会	45.4%
	⑤ その他	3.0%
	・地域全体で取り組めること。特定分野にとらわれず、「何が必要」で「何ができるか」が見える形になること。	
Q. 8 職員・ボランティアを問わず、福祉活動の担い手のすそ野を広げていくために、貴団体のアイデア等ご意見をお聞かせください。	・中学・高校の課外活動に取り入れる ・中・高・大学生が福祉に参加することで評価点のポイントがあがる。積極的参加を。 ・介護業界にネガティブな印象を持たない情報提供が必要。 ・夏祭り等のイベントの際に近隣の方をお誘いし、福祉の現場を見てもらう。 ・役割分担、報告・連絡・相談。 ・中核となる組織等が確立していないと、問題を共有するだけで解決にならない。 ・障がい者を排除しない社会・地域をつくること。 ・高齢者自らが講師となり、若い層への技術を伝える機会、場の提供。 ・ボランティアポイント制を広く方法する。 ・地区社協の設置が必須。地域福祉コーディネーターも必要。	
Q. 9 貴団体の活動を支える基盤を強化する方策として、大田社協の取り組みとして望ましいと考えるものを2つ選んでください。	① 貴団体の活動に対する助成等資金的支援のしくみの充実	18.1%
	② 貴団体の活動に協力できるボランティア等のしくみ(連絡調整も含む)の充実	72.7%
	③ 貴団体の活動の広報や、行政機関等との連絡調整	18.1%
	④ 貴団体と共催等による各種行事の開催	6.0%
	⑤ 貴団体と同じ問題意識を持つ他団体とのネットワーク作り	18.1%
	⑥ 社協を中核として、近隣住民との協力関係作り	48.4%
	⑦ その他	3.0%
	・大田社協として「出来ること」「どのような情報が必要か」。 ・社協も中核となる前に、機動性・柔軟性を軸に地域密着の協力体制づくりを。	

地域福祉活動に関するアンケート

社会福祉法人大田区社会福祉協議会

このアンケートは、大田区社会福祉協議会が第5次地域福祉活動計画(計画期間:平成28年度～平成32年度)を策定するにあたり、災害時要援護者支援体制が構築されている自治会町会のご意見などを調査する目的で行っています。

※特に回答方法に指定がないときは、番号に○印をつけてください。

Q.1 支援を必要としている方(要支援者)とは、どのような経過で接するようになりましたか。多いケースを2つ選んでください。

- ①回覧板などで案内し、本人や家族から連絡を受けた。
- ②自治会役員や活動メンバーから、本人に働きかけた。
- ③本人から自治会役員等に相談があった。
- ④行政や各種公的な団体から紹介を受けた。

⑤その他

(

)

左から多い順に 番号を記入		
------------------	--	--

Q.2 貴自治会町会では、要支援者との日頃の関わりはどのようなもので
すか。

(複数回答可)

- ①定期的に自宅を訪問し、相談等の話相手をしている。
- ②定期的に行事を実施して、参加を働きかけている。
- ③定期的に電話などで安否確認等を行っている。
- ④季節ごと等に行事を実施して招待するほかは、ときどき声かけなどをして
いる。

⑤その他

(

)

※「定期的」とは、1か月～2か月に1回以上と考えてください。

Q. 3 「個人のプライバシー保護」、「要支援者の自己決定尊重」などが言われています。これらの考え方が、貴自治会町会で取り組んでいる活動の中で課題となっていることはありますか。併せて、これらの考え方に基づいて、ルールや申し合わせ事項があれば、教えてください。

a 課題について

[]

b ルール・申し合わせ事項等について

[]

Q. 4 貴自治会町会における災害時要援護者支援体制の主たるメンバーの状況について、おおよその範囲で教えてください。

○メンバー数 _____ 名 (男性約 _____ %・女性約 _____ %)

○年 齢 層 メンバーの主体は、概ね _____ 歳以上

Q. 5 災害時要援護者支援体制の活動メンバーの確保等について、どのような課題があると考えていますか。

※記入例 ▶ 新規に加入するメンバーが少なく、固定化していること。

[]

Q. 6 活動メンバーを充実させるために、どのようなはたらきかけが考えられますか。
(複数回答可)

- ①回覧板・掲示板を活用して、定期的に参加を呼びかける。
- ②災害時に対応した具体例を冊子等にまとめた事例集を作り、戸別に配付して、参加を呼びかける。
- ③避難所疑似体験等の体験型の行事を通じて、災害時要援護者支援についてPRを図る。
- ④その他 ()

Q. 7 地域福祉の分野では、要支援者の生活課題を早期発見し、深刻な問題になる前に対応できる「しくみ」が求められています。

ところで、災害時要援護者支援活動を通じて、要援護者が医療や福祉、犯罪被害等の問題を抱えていることを把握した場合、どのような対応がとられていますか。
(複数回答可)

- ①要援護者に対して、親族や専門窓口相談するよう助言するに留めている。
- ②要援護者の了解を得て、特別出張所や民生委員、警察など公的な機関に連絡している。
- ③要援護者の考え方等もあるので、よほどの問題が生じない限りは、見守るだけにしている。
- ④その他 ()

アンケートは以上です。ご協力いただきありがとうございました。

※アンケートについてご不明な点は、下記までご照会ください。

社会福祉法人大田区社会福祉協議会
☎ 03-3736-2021(総務課庶務係)

アンケート集計票（Bグループ）

対象数 40 団体 回答数 20 団体（回答率 50.0%）

※「%」での表示は、回答のあった割合を示しています。

回 答 の 状 況			
Q. 1 支援を必要としている方（要支援者）とは、どのような経過で接するようになりましたか。 多いケースを2つ選んでください。		第1位とした回答の割合	第2位とした回答の割合
	① 回覧板などで案内し、本人や家族から連絡を受けた。	35.0%	5.0%
	② 自治会役員や活動メンバーから、本人に働きかけた。	35.0%	40.0%
	③ 本人から自治会役員等に相談があった。	5.0%	15.0%
	④ 行政や各種公的な団体から紹介を受けた。	20.0%	35.0%
	⑤ その他	5.0%	15.0%
	・大田区の災害時支援名簿より ・民生委員の協力 ・町会に事前登録してもらい自主的に訪問（1）		
Q. 2 貴自治会では、要支援者との日頃の関わりはどのようなものですか。 (複数回答可)	① 定期的に自宅を訪問し、相談等の話相手をしている。	30.0%	
	② 定期的に行事を実施して、参加を働きかけている。	35.0%	
	③ 定期的に電話などで安否確認等を行っている。	20.0%	
	④ 季節ごと等に行事を実施して招待するほかは、ときどき声かけなどを行っている。	50.0%	
	⑤ その他	25.0%	
	・年1～2回の戸別訪問・声掛け ・年4回の自宅訪問 ・洗濯物や郵便受け、電灯等に異常がないか、穏やかな見守り。 ・町会役員が非定期に訪問。		
	Q. 3 「個人のプライバシー保護」、「要支援者の自己決定尊重」などが言われています。これらの考え方が、貴自治会町会で取り組んでいる活動の中で課題となっていることはありますか。併せて、これらの考え方に基づいて、ルールや申し合わせ事項があれば、教えてください。	a. 課題について ・対象となる要支援者の実態が、プライバシーの問題から把握できなくなっている。 ・名簿を役員全員に公開したいが、プライバシー保護のため限定している。 ・情報が共有できないため、緊急時に支援が遅れる。 ・プライバシー保護の観点から、民生委員・保護司からの情報は無い。 ・災害発生に行う全戸一斉の安否確認のなかで、要支援者について留意するする方式を試行錯誤中。 ・オートロックのマンションが多く、名簿でしか知らない。 ・当該者は、決して表に出たがらない、話したがらない。	
b. ルール・申し合わせ事項等について ・要支援者名簿に基づいて、班ごとに二人一組で訪問。プライバシーの問題があるが、要支援と申請されている、という考えに基づいて行動。（災害緊急時は名簿公開） ・特別なことがない限り、訪問はしない。 ・要支援者名簿と自治会独自の名簿等は会長保管。知り得た情報は見守り担当者で共有。 ・絶対、必ずという言葉は使わず、出来る限りのことはしますと伝えている。 ・配付物を配る際に確認。民生委員との情報交換。 ・申込者にはある程度身体等の報告。連絡先の記入をお願いしている。 ・訪問実施日に報告会を行っている。個人名を出さずに、情報を共有している。			
Q. 4 貴自治会町会における災害時要支援者支援体制の主たるメンバーの状況について、おおよその範囲で教えてください。	【メンバー数】 ○平均的なメンバー数 27, 9名（構成比 男性約59.2% 女性約40.8%） ○最大値 120名（構成比 男性約40% 女性約60%） ○最小値 2名（構成比 男性100% 女性0%） ○メンバーの主体は 概ね60, 8歳（回答の平均値）		
	Q. 5 災害時要支援者支援体制の活動メンバーの確保等について、どのような課題があると考えていますか。		
・登録協力員の高齢化に伴い、新規会員を募集するも集まらない ・現在男性はサラリーマンが多く、災害発生時の時間によって確保が難しくなる ・震災発生時には要支援者全員に対応するにはメンバー数が不足していると感じる。 ・高齢者が多く、施設入所するため、空き家などが増えている。 ・新しく町内に引越してきた人たちの町会意識がうすい。 ・本人の申し出がないので支援体制が不明。 ・基本的にそのような状況になったら誰でも活動すると考えているので課題はない。			

Q. 6 活動メンバーを充実させるために、どのようなはたらきかけが考えられますか。 (複数回答可)	① 回覧板・掲示板を活用して、定期的に参加を呼びかける。	45.0%
	② 災害時に対応した具体例を冊子等にまとめた事例集を作り、戸別に配付して、参加を呼びかける。	15.0%
	③ 避難所疑似体験等の体験型の行事を通じて、災害時要援護者支援についてPRを図る。	60.0%
	④ その他	25.0%
	・活動メンバー対象の学習・討論会の開催 ・町会の防災訓練に積極的な参加の呼びかけ ・該当者近隣の方々の協力を得て、参加を呼び掛ける。	
設 問	回 答 の 状 況	
Q. 7 地域福祉の分野では、要支援者の生活課題を早期発見し、深刻な問題になる前に対応できる「しくみ」が求められています。ところで、災害時要援護者支援活動を通じて、要援護者が医療や福祉、犯罪被害等の問題を抱えていることを把握した場合、どのような対応がとられていますか。 (複数回答可)	① 要援護者に対して、親族や専門窓口に相談するよう助言している。	45.0%
	② 要援護者の了解を得て、特別出張所や民生委員、警察など公的な機関に連絡している。	30.0%
	③ 要援護者の考え方等もあるので、よほどの問題が生じない限りは、見守るだけにしている。	65.0%
	④ その他	15.0%
	・さわやかサポートや民生委員と連携 ・協力員との連絡を密にするよう助言する。	

地域福祉活動に関するアンケート

社会福祉法人大田区社会福祉協議会

このアンケートは、大田区社会福祉協議会が第5次地域福祉活動計画(計画期間:平成28年度～平成32年度)を策定するにあたり、地域社会のご意見などを調査するために行っています。

※特に回答方法に指定がないときは、番号に○印をつけてください。

Q.1 貴団体は、どのような方を対象として活動していますか。

(複数回答可)

- ①高齢者 ②障害(児)者 ③生活困窮者
④幼児・児童 ⑤青少年 ⑥子育て世代
⑦外国人 ⑧特に対象は限定せず地域全体

⑨その他 ()

Q. 2 支援を必要としている方(要支援者)とは、どのような経過で接するようになりましたか。多い事例順に、回答欄に番号を記入してください。

(複数回答可)

- ①要支援者本人から連絡を受けている。
- ②活動メンバーが本人に働きかけている。
- ③本人の家族、友人等から紹介を受けている。
- ④行政や各種公的な団体から紹介を受けている。

⑤その他 ()

左から多い順に 番号を記入					
------------------	--	--	--	--	--

Q. 3 貴団体では、要支援者との日頃の関わりはどのようなものですか。

(複数回答可)

- ①定期的に自宅を訪問し、相談等の話相手をしている。
- ②定期的に行事を実施して、参加を働きかけている。
- ③季節ごと等に行事を実施して招待するほかは、ときどき声かけなどをしている。
- ④その他 ()

※「定期的」とは、1か月～2か月に1回以上と考えてください。

Q. 4 「プライバシー保護」、「要支援者の自己決定尊重」などが言われています。これらの考え方が、貴団体が行っている地域活動の中で課題を生じさせていることはありますか。併せて、これらの考え方に基づいて、ルールや申し合わせ事項等があれば、教えてください。

課 題 等	
ルール等	

Q. 5 貴団体の活動メンバーは、どのような状況ですか。おおよその範囲で教えてください。

○メンバー数 _____ 名 (男性約____%・女性約____%)

○年 齢 層 メンバーの主体は、概ね____歳以上

Q. 6 貴団体では、活動メンバーの確保等について、どのような課題があると考えていますか。

※記入例 ▶ 新規に加入するメンバーが少なく、固定化していること。

Q. 7 活動メンバーを充実させるために、どのようなアイデアが考えられますか。

※記入例 ▶ 公的機関のホームページ等活用した広報活動

Q. 8 要支援者の生活課題を早期発見し対応する仕組みが求められています。貴団体の活動スタイルに照らし合わせて、どのような形が望ましいですか。1つお選びください。

- ①専門機関と直接連絡できる関係の中で、迅速に対応していく。
- ②専門機関と複数の地域活動団体で、緩やかな組織を形成して、事例ごとに役割分担を話し合っていく。
- ③専門機関を中核として、複数の地域活動団体が専門機関のイニシアティブのもとで、課題に対応していく。
- ④専門機関と活動団体の間に調整機関を挟み、調整機関のイニシアティブのもとで連携を図っていく。
- ⑤その他

アンケートは以上です。ご協力いただきありがとうございました。

※アンケートについてご不明な点は、下記までご照会ください。

社会福祉法人大田区社会福祉協議会
☎ 03-3736-2021 (総務課庶務係)

アンケート集計票（Cグループ）

対象数 35 団体 回答数 17 団体（回答率 48. 6 %）

※「%」での表示は、回答のあった割合を示しています。

設 問	回 答 の 状 況						
Q. 1 貴団体は、どのような方を対象として活動していますか。 (複数回答可)	① 高 齢 者	52. 9%	⑥ 子育て世代	17. 6%			
	② 障害（児）者	64. 7%	⑦ 外 国 人	0. 0%			
	③ 生活困窮者	0. 0%	⑧ 特に限定せず地域全体	29. 4%			
	④ 幼児・児童	35. 2%	⑨ そ の 他（②の家族）	11. 7%			
	⑤ 青 少 年	11. 7%					
Q. 2 支援を必要としている方（要支援者）とは、どのような経過で接するようになりましたか。多い事例順に、回答欄に番号を記入してください。	回答の順位の結果		1位と回答した割合	2位と回答した割合	3位と回答した割合	4位と回答した割合	5位と回答した割合
	① 要支援者本人から連絡を受けている。	6	2	4	1	0	
		35. 3%	12. 5%	33. 3%	12. 5%	0. 0%	
	② 活動メンバーが本人に働きかけている。	4	3	5	2	0	
		23. 5%	18. 8%	41. 7%	25. 0%	0. 0%	
	③ 本人の家族、友人等から紹介を受けている。	4	6	1	2	0	
		23. 5%	37. 5%	8. 3%	25. 0%	0. 0%	
	④ 行政や各種の公的な団体から紹介を受けている。	1	5	2	3	0	
		5. 9%	31. 3%	16. 7%	37. 5%	0. 0%	
	⑤ その他(行事等を通じて紹介)	2	0	0	0	7	
11. 8%		0. 0%	0. 0%	0. 0%	100. 0%		
回 答 数 計		17	16	12	8	7	
比 率 計		100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	
Q. 3 貴団体では、要支援者との日頃のかかわりはどのようなものですか。 (複数回答可)	① 定期的に自宅を訪問し、相談等の話相手をしている。					2	
	② 定期的に行事を実施して、参加を働きかけている。					9	
	③ 季節ごと等に行事を実施して招待するほか、ときどき声かけなどを行っている。					4	
	④ その他					5	
Q. 4 「プライバシー保護」、「要支援者の自己決定尊重」などが言われています。これらの考え方が、貴団体が取組んでいる地域活動の中で課題を生じさせていることはありますか。併せて、これらの考え方に基づいて、ルールや申し合わせ事項等あれば、教えてください。	【課 題 等】						
	・過剰なプライバシー保護は、防災時における支援を受ける立場からも大問題。 ・偏見があり、プライバシーの保護以前に隠した生き方をしている。 ・知的障害者も本人の意思決定を重視する動きがあるが、親の考えで決定することが多く、親の意識を変えることが大きな課題。 ・卒業後の進路先が非公開となった。施設内でも電話番号以外は非公開で不便。 ・テレビ等の取材を受けるときの顔出し（参加者の）						
	【ル ー ル 等】						
	・障害児者への理解と共生社会の実現に向けた団体として、個人情報は隠さない方針。 ・名簿は一部役員が持ち、前年度のものはシッターで破棄。メールは総務部長が管理。 ・必要があって連絡を取りたい場合は、役員を介して連絡をとる。 ・さわやかサポートと連携し、自宅を訪ねた際返答がない場合は、安否確認を行う。 ・行事への参加は自由（本人が決定）。参加者の氏名は保険申請にのみ使用。 ・名簿には、氏名と電話番号のみ掲載。持出禁止。						
Q. 5 貴団体の活動メンバーは、どのような状況ですか。およその範囲で教えてください。	【メンバー数】						
	○平均的なメンバー数	4 5 名（男性約32. 2% 女性約67. 8%）					
	○最大値	2 0 0 名（男性約40% 女性約60%）					
	○最小値	3 名（男性 0% 女性 100%）					
	○平均的な年齢層	概ね 5 2 歳以上					

設 問	回 答 の 状 況												
Q. 6 貴団体では、活動メンバーの確保等について、どのような課題があると考えていますか。	・メンバーの高齢化が課題。若い世代をどう加入させていくか模索中。 ・新規加入のメンバーが少なく、固定化している。 ・団体活動の必要性に関する価値観の相違 ・共働きなど生活の多様化 ・今ある福祉サービスを当然と考え、団体運動の意義も考えていない。 ・自分たちの生活だけで精一杯な人が多い。 ・会員の年齢層に大きなギャップがある。 ・活動歴自体が浅く、メンバーを増やす段階まで至っていない。活動安定が優先課題。 ・他のメンバー加入は考えていない。 ・地域からの認知度も高く、メンバー確保の課題は余りない。												
Q. 7 活動メンバーを充実させるために、どのようなアイデアが考えられますか。	・団体広報紙等による特別支援学校PTAに対する啓発活動。 ・ホームページの作成。 ・個別対応が求められるので、身近で質の良い相談窓口。 ・会員が楽しく生きがいを感じられるような機会が必要。常に話し合う場を持ち、情報を共有する。楽しく活動している会員を見て、加入する方が多い。 ・メンバー各自が身近な方々の加入を促進する。 (行事参加者への声掛け・区轄でのメンバー募集・学校や専門学校での募集) ・活動メンバー内での勉強会を実施すること。												
Q. 8 要支援者の生活課題を早期発見し対応する仕組みが求められています。貴団体の活動スタイルに照らし合わせ、どのような形が望ましいですか。1つお選びください。	<table> <tr> <td>① 専門機関と直接連絡できる関係の中で、迅速に対応していく。</td><td>47.0%</td></tr> <tr> <td>② 専門機関と複数の地域活動団体で、緩やかな組織を形成して、事例ごとに役割分担を話し合っていく。</td><td>23.5%</td></tr> <tr> <td>③ 専門機関を中核として、複数の地域活動団体が専門機関のイニシアティブのもとで、課題に対応していく。</td><td>17.6%</td></tr> <tr> <td>④ 専門機関と活動団体の間に調整機関を挟み、調整機関のイニシアティブの元で連携していく。</td><td>5.8%</td></tr> <tr> <td>⑤ その他</td><td>0.0%</td></tr> <tr> <td>⑥ 無回答</td><td>5.8%</td></tr> </table>	① 専門機関と直接連絡できる関係の中で、迅速に対応していく。	47.0%	② 専門機関と複数の地域活動団体で、緩やかな組織を形成して、事例ごとに役割分担を話し合っていく。	23.5%	③ 専門機関を中核として、複数の地域活動団体が専門機関のイニシアティブのもとで、課題に対応していく。	17.6%	④ 専門機関と活動団体の間に調整機関を挟み、調整機関のイニシアティブの元で連携していく。	5.8%	⑤ その他	0.0%	⑥ 無回答	5.8%
① 専門機関と直接連絡できる関係の中で、迅速に対応していく。	47.0%												
② 専門機関と複数の地域活動団体で、緩やかな組織を形成して、事例ごとに役割分担を話し合っていく。	23.5%												
③ 専門機関を中核として、複数の地域活動団体が専門機関のイニシアティブのもとで、課題に対応していく。	17.6%												
④ 専門機関と活動団体の間に調整機関を挟み、調整機関のイニシアティブの元で連携していく。	5.8%												
⑤ その他	0.0%												
⑥ 無回答	5.8%												

地域福祉活動に関するアンケート

社会福祉法人大田区社会福祉協議会

このアンケートは、大田区社会福祉協議会が第5次地域福祉活動計画（計画期間：平成28年度～平成32年度）を策定するにあたり、地域社会のご意見などを調査するために行っています。

※特に回答方法に指定がないときは、番号に○印をつけてください。

Q.1 どのような分野で活動していますか。

- ①法律関係 ②消費生活関係 ③医療保健関係

Q.2 「地域社会との連携」は、様々な分野でいわれております。実際に、ご専門の分野からの立場で、行政や社協、福祉団体等による「地域社会による見守り」を目的としたネットワークに参加したことがありますか。

a あ る

どのような活動でしたか。

b な い

Q.3 地域の中で、「地域社会による見守り」のしくみを安定的に機能させるために、関係機関等は日ごろからどのような取組みに努めることが必要と考えますか。

Q. 4 大田区が策定した地域福祉計画では、計画の基本目標のひとつに「人づくり」を掲げています。

大田区地域福祉計画29ページより抜粋

生活や福祉の様々な課題に対応していくためには、地域で抱える課題に気づき、解決に向けて取り組む、主体性を持った人材が必要です。同時に、支援を必要とする方への思いを寄せる意識を合わせ持つことも求められます。

< 施策目標 >

2-1 福祉教育の推進

2-2 地域福祉の担い手の育成・拡充

2-3 福祉従事者の人材育成

このようなことを踏まえて、2つお尋ねいたします。

【質問A】

大田社協等が、地域福祉を担う人材を育てるため、講師等をご依頼した場合、どのようなご対応が考えられますか。

- ①ボランティアな活動として、自己の専門知識等は無償で提供してもよい。
- ②専門職としての責任に基づいて指導等を行うことから、有償で引き受けることが前提となる。
- ③自分が所属する団体が定めるルールにしたがって対応したい。
- ④その他 ()

【質問B】

貴職が所属されている団体において、研修等を目的として地域福祉団体との合同研修や意見交換の機会を企画することは考えられますか。

a 可能と思われる。

(実績等あれば教えてください。)

b 難しいと思われる。

(その理由は何でしょうか。)

Q. 5 地域福祉活動において、専門職との連携を円滑に進め維持していくために、整えておく必要がある事項はどのようなことが考えられますか。

(複数回答可)

- ①報酬等を含む費用負担に関すること。
- ②支援の対象者に関する情報の取り扱いに関すること。
- ③支援者間の連絡調整を図る事務局的存在の明確化。
- ④専門職側における「対応にあたってのルール」の確立。

⑤その他 ()

アンケートは以上です。ご協力いただきありがとうございました。

※アンケートについてご不明な点は、下記までご照会ください。

社会福祉法人大田区社会福祉協議会

☎ 03-3736-2021(総務課庶務係)

アンケート集計票（Dグループ）

対象数 53 団体 回答数 33 団体・個人（回答率 62.2%）

※「%」での表示は、回答のあった割合を示しています。

設 問	回 答 の 状 況			
Q. 1 どのような分野で活動していますか。	① 法 律 関 係	14 団体 個人		
	② 消 費 生 活 関 係	10 団体 個人		
	③ 医 療 保 健 関 係	9 団体 個人		
Q. 2 「地域社会との連携」は、様々な分野でいわれています。実際にご専門の立場で、行政や社協、福祉団体等による「地域社会による見守り」を目的としたネットワークに参加したことがありますか。	a あ る	39.3%		
	・地域社会による見守りに関する研修への参加、新宿区の消費生活地域協議会 ・大田区社協との連携事業（つながる講座・従事者相談）（3） ・生活展等 ・被災地支援活動 ・生協の見守り活動（配達時の緩やかな見守り） ・高齢者の見守りネットワーク、要保護児童対策地域協議会 ・自立支援協議会			
	b な い	60.7%		
Q. 3 地域の中で、「地域社会による見守り」のしくみを安定的に機能させるために、関係機関等は日ごろからどのような取組みに努めることが必要と考えますか。	・細やかな情報共有（専門職や地域、地域の区・社協）、異職種での加力 ・顔の見える関係性づくり（日頃からの連携・協力関係の構築） ・地域住民による見守りの意識づくりへの取組み・啓発講座の開催 ・縦割りの行政のしくみを改善する ・運用可能な制度策定（人の確保、財源） ・システムの作成 ・NPO、市民団体、PTA、町会と地域住民をつなげる3-デ-ィネ-ィティ（行政など機関自体がその力をつけるか、市民3-デ-ィネ-ィティを育成する） ・ボランティア団体が、どこでどんな活動をしているかの情報提供 ・活動体の自主性を尊重しながら、活動への支援・助言 ・町会の活性化 ・地域に視点を置く前に公的・準公的な職にある方の教育・啓発に力を入れるべき。			
	Q. 4 大田区が策定した地域福祉計画では、計画の基本目標のひとつに「人づくり」を掲げています。このようなことを踏まえて、2つお尋ねいたします。	質問A	① ボランティアな活動として、自己の専門知識等は無償で提供してもよい。	18.7%
			② 専門職としての責任に基づいて指導等を行うことから、有償で引き受けることが前提となる。	15.6%
			③ 自分が所属する団体が定めるルールにしたがって対応したい。	59.4%
			④ その他	6.3%
	【質問A】 大田区協等が、地域福祉を担う人材を育てるため、講師等をご依頼した場合、どのようなご対応が考えられますか。	質問B	a 可能と思われる。	75.7%
・つながる講座 ・成年後見人に関する合同研修・意見交換会 ・認知症サポーター養成講座 ・マンション管理組合・生協・市民団体の依頼で、講演やイベントの実施				
b 難しいと思われる。			24.3%	
・職種が違うので難しい ・公益性の高い団体のため、特定の団体向けに企画するのは難しい。 ・地域での職業経験が浅いため				
Q. 5 地域福祉活動において、専門職との連携を円滑に進め維持していくために、整えておく必要がある事項はどのようなことが考えられますか。 (複数回答可)	①	報酬等を含む費用負担に関すること。	57.5%	
	②	支援の対象者に関する情報の取扱いに関すること。	63.6%	
	③	支援者間の連絡調整を図る事務局的存在の明確化。	60.6%	
	④	専門職側における「対応にあたってのルール」の確立。	57.5%	
	⑤	その他	15.1%	
	・連携が上手くいった例を紹介する ・お互いにストレスを感じない人間関係 ・定期的な会議 ・専門的技能を持った高齢者の活用			

第5次大田区地域福祉活動計画

平成 28 年 4 月発行

【編集・発行】社会福祉法人大田区社会福祉協議会
〒144-0051

東京都大田区西蒲田 7 丁目 49 番 2 号

電 話 03-3736-2021

F A X 03-3736-2030

E-mail ota-shakyo@ota-shakyo.jp

ホームページ <http://www.ota-shakyo.jp>



大田区社会福祉協議会キャラクター
あいちゃん